

(別紙2)

国内における上位計画等に対するSEA事例

【埼玉県】

計画等の名称 【事業種】	地下鉄7号線延伸計画(浦和美園～岩槻) 【鉄道の建設】	所沢市北秋津地区土地区画整理事業(基本構想) 【土地区画整理事業】	彩の国資源循環工場第 期事業基本構想 【廃棄物処理施設の設置、工業団地の造成】
計画等策定・ 評価主体	埼玉県	所沢市	埼玉県
計画等の目的	地下鉄7号線延伸線(浦和美園～岩槻～蓮田)は、運輸政策審議会答申(H12.1.27)で、目標年次(2015年)までに開業することが適当である路線と位置付けられており、東京都心部への速達性向上、既設線の混雑緩和、鉄道の不便地域の解消などを図るために整備するもの。	対象計画地域(旧暫定市街化調整区域)は、所沢駅に近接し周囲も市街化が進んでいる状況にあることから、対象計画区域において、土地区画整理事業により良好な市街地整備を図るもの。	公共関与による廃棄物処理施設の中核拠点機能をさらに拡充するため、資源循環工場第 期事業の隣接地にフィールドを拡大して、さらに再資源化施設を充実させるとともにひっ迫する最終処分場を確保することで、県内で発生する循環利用可能な廃棄物の「全量県内再資源化」を目指すもの。
計画等の概要	実施区間：浦和美園駅～岩槻駅 線路延長：埼玉県内 延長約7 km	対象計画区域：所沢市北秋津地区 対象区域面積：50.6 ha	対象対象区域：埼玉県寄居町(面積：約40.4ha) 廃棄物処理施設：最終処分場、再資源化工場
手続の状況	H14.10.15～「戦略的環境影響評価計画書」縦覧・住民意見書提出(1月間) H14.12.3 関係市町村長意見提出 H14.12.19 知事意見書送付 H15.2.28～「戦略的環境影響評価報告書」縦覧・住民意見提出(1月間) H15.3.8 説明会 H15.5.7、5.15 関係市町村長意見提出 H15.7.1 技術委員会答申(H14.10.21諮問) H15.7.10 知事意見送付 計画等策定者	H15.7.22～「戦略的環境影響評価計画書」縦覧・住民意見書提出(1月間) H15.8.27、9.18 関係市町村長意見提出 H15.10.8 知事意見書送付 H15.12.12～「戦略的環境影響評価報告書」縦覧・住民意見書提出(1月間) H15.12.21 説明会 H16.2.10、2.12 関係市町村長意見提出 H16.2.21 公聴会 H16.3.30 技術委員会答申(H15.12.15諮問) H16.4.20 知事意見書送付 計画等策定者	H16.8.24～「戦略的環境影響評価計画書」縦覧・住民意見書提出(1月間) H16.10.18～26 関係市町村長意見提出 H16.11.5 知事意見書送付 H17.1.14～「戦略的環境影響評価報告書」縦覧・住民意見書提出(1月間) H17.1.30 説明会 H17.3.11～23 関係市町村長意見提出 H17.3.19 公聴会 H17.5.24 技術委員会答申(H17.1.13諮問) H17.5.27 知事意見書送付 計画等策定者
複 数 案	A案：主に低地部を通過するルート(高架約7割、地下約3割) B案：主に台地部(人口集積の割合が比較的高い地域)を通過するルート(高架約5割、地下約5割) C案：主に台地部(人口集積の割合が比較的低い地域)を通過するルート(高架約3割、地下約7割)	A案：重要な動植物の生息・生育のための緑地を限定して保全。出来るだけ多くの住宅地を生み出す計画 B案：A案の緑地に加え公園を配置し、住宅地と緑地のバランスを考慮した計画 C案：連続性のある樹林を保全することでB案より多くの公園・緑地を確保することを重視しつつ住宅地を供給する計画	A案：工業団地用地を北側に分散配置し、土地の形状を活かし最終処分場を敷地南側に配置 B案：最終処分場を敷地中央に配置し、工業団地用地は地形を活かして配置 C案：土地の形状を活かしながら、最終処分場を敷地北側に、工業団地用地を一体的に配置
環 境 面 の 評 価 項 目	物質循環(廃棄物等)、地球環境(CO ₂ 排出量)、生活環境(騒音、電波障害、日照障害)、水環境(地下水脈)、自然環境(動植物の生息・生育基盤)、人と自然とのふれあい(景観資源、自然とのふれあいの場、史跡・文化財)	物質循環(廃棄物)、地球環境(CO ₂ 排出量)、水環境(水循環)、大気環境(大気質、騒音、振動)、自然環境(動物種、植物群落、動植物の生息・生育基盤)、人と自然とのふれあい(景観、自然とのふれあいの場)	物質循環(廃棄物等)、大気環境(大気質、騒音、振動)、水環境(水象)、土壌・地盤環境(地象)、自然環境(動物種、植物種等、動植物の生息・生育基盤)、人と自然とのふれあい(景観、自然とのふれあいの場)
社 会 経 済 面	事業に係る費用、事業の効果	事業に係る費用、経済的な効果、社会的な影響	事業に係る費用、事業の効果、社会的な影響
公 衆 の 関 与	住民意見：計画書3通、報告書6通	住民意見：計画書11通、報告書44通 公聴会公述：7名	住民意見：計画書50通、報告書23通 公聴会公述：5名
専 門 家 の 関 与	戦略的環境影響評価技術委員会(委員13名) 同小委員会(委員7名)：3回開催	戦略的環境影響評価技術委員会(委員14名) 同小委員会(委員8名)：4回開催	戦略的環境影響評価技術委員会(委員12名) 同小委員会：4回開催

【東京都】

計画等の名称 【事業種】	豊洲新市場建設計画 【卸売市場の設置、自動車駐車場の設置】	国分寺都市計画道路3・3・8号府中所沢線建設事業 【道路の新設】
計画等策定・ 評価主体	東京都	東京都
計画等の目的	流通環境等の変化に対応できるように、現市場がもつこれまでの機能の再構築を図るとともに、将来を見据え、新たな機能の整備が求められている。また、新市場においては、地域環境や景観へ配慮し、よりよいまちづくりにも貢献するとともに、都民と消費者に開かれたにぎわい機能を併せ持つことが求められている。以上とことから、本計画は江東区豊洲に自動車駐車場を有する卸売市場を建設するもの。	国分寺都市計画道路3・3・8号府中所沢線（延長約2.6km）のうち府中市武蔵台から国分市東戸倉までの延長約2.5kmの区間において、往復4車線の道路を整備するもの。 当該計画については、規模、配置、構造等の基本的な事項を定める前の早い段階から環境保全について適正は配慮を行うため、複数の対象計画案を策定するもの。
計画等の概要	計画地：東京都江東区豊洲6丁目地内 敷地面積：約440,000㎡ 駐車台数：5,400～6,400台	区間：府中市武蔵台～国分寺市東戸倉 延長：約2.5km、車線：往復4車線、幅員：36m
手続の状況	H16.10.4～ 「環境配慮書」縦覧（30日間）説明会開催（2回） ～H16.11.17 都民・関係区市町村意見提出（45日以内） H16.12.6 都民の意見を聴く会 H17.1.13 事業者の意見を聴く会 H17.2.28 東京都環境影響評価審議会答申（H16.9.22諮問） H17.3.7 「環境配慮書審査意見書」（知事意見）送付 事業者（東京都（中央卸売市場）関係区市町村（江東区）） H17.4.26 計画策定 B案選定	H16.11.8～ 「特例環境配慮書」縦覧（30日間）説明会開催（3回） ～H16.12.22 都民・関係区市町村意見提出（45日以内） H17.8.17～ 「特例環境配慮書に係る見解書」縦覧（20日間） H17.9.15 都民の意見を聴く会 H17.10.18 東京都環境影響評価審議会答申（H16.11.1諮問） H17.10.28 「特例環境配慮書審査意見書」（知事意見）送付 事業者（東京都、関係区市町村（国分寺市、小平市、府中市）） H17.12.22 計画策定 A案選定
複数案	従来の基幹市場としての役割を担う「市場流通機能」に加え、新たな市場機能として「にぎわい機能」を創出して、両者の関わり方の違いにより3案を策定 A案：市場流通機能を都民に開放する案（開放型） 仲卸売場を分割し別建物とし（市場流通機能）、片方の仲卸売場に関連店舗を集約配置し、関連店舗等を都民に開放（にぎわい機能）。 B案：市場流通機能とにぎわい機能とを重層化する案（重層型） 青果・水産・仲卸売場を独立、各街区に配置し（市場流通機能）、千客万来施設・関連店舗を各街区の2階以上に配置（にぎわい機能）。 C案：市場流通機能とにぎわい機能を分離する案（分離型） 青果・水産・仲卸売場を独立、各街区に配置し（市場流通機能）、千客万来施設を分離した区画で都民に開放（にぎわい機能）。	主要交通との交差等の観点から3案を策定 A案：平面構造を主体とし、西武国分寺線との交差をアンダーパスとする案 B案：一部掘割構造を取り入れ、西武国分寺線との交差をアンダーパスとする案 C案：平面構造を主体とし、西武国分寺線との交差をオーバーパスとする案
環境面の 評価項目	大気汚染、悪臭、騒音・振動（騒音及び振動、低周波音）、日影、風環境、景観、廃棄物、温室効果ガス	大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、廃棄物
公衆の関与	説明会出席者：25人、都民意見書：19件、都民の意見を聴く会公述：7人	説明会出席者：448人、都民意見：4,052件、都民の意見を聴く会公述：17人
専門家の関与	環境影響評価審議会（委員22名、2部会設置）	

【京都市】

計画等の名称 [事業種]	プラスチック製容器包装 中間処理施設整備計画 [ごみ処理施設]	伏見区総合庁舎整備事業計画 [建築物の新築]	下京消防署新築整備事業計画 [建築物の新築]	京都市立病院再整備基本計画 [建築物の新築(増設)]
計画等策定・ 評価主体	京都市環境局長	京都市文化市民局長	京都市消防局長	京都市保健福祉局長
計画等の目的	京都市循環型社会推進基本計画(H15.12)及び第3期京都市分別収集計画(H14.6)に基づき必要なごみ処理施設として容器包装廃棄物の約7割の容積を占めるプラスチック製容器包装の中間処理施設を整備するもの。	現在、分散立地している区役所の区民部、福祉部(福祉事務所)保健部(保健所)の各庁舎を統合し青少年活動センターを併設した総合庁舎を平成20年度に整備するもの。	老朽狭隘化が著しく耐震性能に課題がある現庁舎を下京区間之町通五条下る大津町2他へ移転建替えを実施するもの。	将来にわたり質の高い医療を市民に提供していくため、救急救命機能や小児医療、高度医療機能、感染症医療、災害拠点機能などの政策的医療機能、地域医療機能などを高める再整備を行うもの。
計画等の概要	施設概要：油圧式圧縮梱包機等 施設規模：60t/日 施設位置：(西)西京区、(南)伏見区	延床面積：約16,000m ² 敷地面積：約9,610m ²	延床面積：約3,510m ² 敷地面積：約1,230m ²	延床面積：約21,300m ² 敷地面積：約47,584m ²
手続の状況	H17.5.24「環境配慮報告書案」提出 環境局長意見送付 計画策定局長 H17.5.31～「環境配慮報告書」縦覧 (一月間)	H17.7.29「環境配慮報告書案」提出 環境局長意見送付 計画策定局長 H17.8.10～「環境配慮報告書」縦覧 (一月間)	H17.8.26「環境配慮報告書案」提出 環境局長意見送付 計画策定局長 H17.9.7～「環境配慮報告書」縦覧 (一月間)	H17.9.7「環境配慮報告書案」提出 環境局長意見送付 計画策定局長 H17.9.16～「環境配慮報告書」縦覧 (一月間)
複数案	施設敷地は既にごみ処理事業計画として決定。2箇所の処理施設能力のあり方と環境へ与える影響との関係を検証するため複数の整備案を設定 A案：西部能力重視型(南15t、西45t) B案：南部能力拡大型(南20t、西40t) C案：南部能力重視型(南40t、西29t) A～C案により南・北集積所の機能等が変化	A案：階数を確保し建築面積を抑える(約4,000m ² 、4階建) B案：建築面積を最大として階数を抑える(約5,300m ² 、3階建) C案：半地下構造にして建築面積を抑え、階数を最大とする(約4,000m ² 、4階建)	消防署の機能の確保、建物構造と狭い敷地の関係から複数案の設定ができない	A案：本館と北館の中庭に建設する案(敷地面積：約3,500m ²) B案：北館の東側と中庭東側の敷地に建設する案(敷地面積：約4,500m ²) C案：本館と北館の中庭に建設(中層階以上は西側に集約)する案(敷地面積：約4,550m ²)
環境面の 評価項目	大気環境(大気質)、廃棄物等(廃棄物)、地球環境(地球温暖化(CO ₂))	大気環境(大気質、騒音、振動)、自然環境(植物)、快適環境(文化財)、廃棄物等(廃棄物、残土)	検討した環境影響要因 大気環境(大気質、騒音、振動)、水環境(水象)、都市環境(日照障害、電波障害)、自然環境(植物)、快適環境(景観、文化財)、廃棄物等(廃棄物、残土)、地球環境(地球温暖化)	大気環境(大気質、騒音、振動)、自然環境(植物)、快適環境(文化財)、廃棄物等(残土)
公衆の関与				
専門家の関与	(制度上は、市長は意見環境局長の意見提出に先立ち、必要に応じて「京都市環境影響評価審議会」(委員17名)の意見を聴くことができるとなっている。)			

注) 4事例とも第2種計画であり、環境配慮報告書案についての公告・縦覧、説明会の開催等、市民意見の聴取など手続の一部が簡略化されている。